

第122回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和6年3月18日（月）10:00～12:30

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

樫 浩一（部会長）、會田 雅人、二村 真理子

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【専門委員】

小針 美和

【審議協力者（各府省等）】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：三嶋課長 ほか

【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官 ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

○樫部会長 それでは、若干早いのですが、皆様おそろいですので、ただ今から第122回産業統計部会を開催いたします。

お忙しい中、本日も御参加いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、農業経営統計調査について4回目の審議を行いますけれども、本日の部会については2部構成で行いたいと考えております。まず、第1部として、これまでの部会で追加説明が求められている事項について再審議を行います。その後、第2部として、一連の審議の取りまとめとして、答申案の確認を行いたいと思います。

また、本日もこれまでと同様、会場とウェブの併用で進めていきますけれども、ウェブで御参加いただく方につきましては、ネットワークの状況で、途中、声が聞きづらいなど不具合が生じる場合もございます。その場合には遠慮なくお知らせをいただきたいと思います。

本日の審議は12時までを予定しておりますけれども、予定では本日が最終回ということになっております。しかし、かなりの数の確認事項の審議に加えて、答申案の審議

も予定しておりますので、既にお知らせしておりますとおり、審議状況によっては、4月初旬に第5回を開催せざるを得ない状況になるかもしれません。しかし、本日も、無理な駆け足で審議を行うということは避けたいと思いますので、審議が予定時間を過ぎました場合には、御予定のある方は御退席いただいて結構でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、前置きは終わって、審議に入りたいと思います。

まず第1部として、追加説明が求められた事項について再審議をいたします。資料1-1を御覧ください。ここに書かれております事項が、本日の追加説明事項になります。

前回の部会終了後、小西臨時委員と小針専門委員から頂いた追加意見を含めまして、これまでの部会での宿題事項として、計7つの事項がございます。このうち、6番目までを農林水産省から御説明していただきまして、最後の事項は、申請された調査計画における記載の適正化ということで、事務局から説明してもらいたいと思います。

それでは、説明の前に、個別に追加で質問、意見を出していただいた小西臨時委員と小針専門委員から、御意見について追加でコメントがあれば、御発言をお願いしたいと思います。

まず、小西臨時委員からお願いいたします。

○小西臨時委員 おはようございます。小西です。よろしくお願いいたします。

既に資料1-2の方でかなり詳細に答えていただきましたが、いくつか前回の部会から追加で質問させていただきました。これから民間委託になり、他計から自計調査になりますが、現在仕事をしてくださっている専門調査員の方の規模がまず分からないことと、どのような業務を回答者と民間委託業者が請け負うのかが分からないので、人数と客体数などをお聞きしました。

その上で、自計になることによって、問い合わせる人が身近にいなくなるので、コールセンターを設置するということだったのですけれども、前回の部会のときには、人数が3名ということだったので、それで大丈夫かというコメントをさせていただきました。

郵送での提出期間後、配布から回収までと長期間にコールセンターを開き、期間中一定で3名ということですが、郵送督促の後が恐らく一番電話がかかってくると思うので、メリハリを付けて回線を増やした方がいいのではないかと考えます。また、アウトバウンドでこちらから回答者に電話する場合は計画が立てられますけれど、インバウンドの場合には計画を立てることができませんし、そもそも通話中は電話を受けることもかけることもできないので、客体が回答の質問をしたいときに、つながることがどれぐらい担保されているのかも知りたいです。これらの点について、追加でコメントさせていただきました。

資料を拝見すると、大分回答をいただいたので、会議中に追加があれば、質問します。ありがとうございます。

○樫部会長 それでは、小針専門委員、お願いいたします。

○小針専門委員 小針です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

基本的な問題意識は、今、小西臨時委員がおっしゃっていただいたことと共通していると思います。新しい調査方法への移行を考えたとき、リソースが本当にどれぐらい必要な

のかを明確にするためにも、現状を知りたいということが一番の意見です。

あともう一つ、私としてお尋ねしたいのは、別紙2で、「1. 調査系統・調査方法の変更の公表について」の2段落目の括弧に書いてあること（調査実施者の努力により移行前と変わらない回収率と精度が確保されることが望ましいですが、それが難しい場合も想定しておいた方がよい）が、私からの一番の意見でして、個別の質問というよりは、審議全体にわたって、これまでの御説明で、調査実施者の努力によって、移行前と変わらない回収率と精度を確保するということをずっとおっしゃっていて、もちろんそれが望ましいと思うのですけれども、やはりそれが難しい場合ということも想定した上で、これからどのような形で行っていくのかということも考えていかなければならないのではないかと思いますし、実際に考えていらっしゃることもあると思いますので、その点、お示しいただければと思って、このような形で質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、順番に1つずつ、説明と質疑を進めていきたいと思います。

最初に、民間委託による影響分析と情報提供について、御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 委員の皆様、総務省、今日も御審議いただきまして、ありがとうございます。

それでは説明をさせていただきたいと思います。

まず、民間委託による郵送・自計方式の導入による影響分析と、その情報提供についてということでございます。資料1-2の1ページを御覧いただければと思います。

郵送・自計調査を基本とした民間委託の導入の評価につきましては、今後の見直しに向けてしっかり検証していくことが必要と考えております。このことからAグループにつきましては、例えば、回収率、調査実査における審査状況、照会件数、督促の状況、苦情・問合せの件数、調査対象経営体の補充選定の状況などについて、フラグを付けるなどして確認を行い、改善点を検討し、令和9年体系における見直しにつなげていきたいと考えているところでございます。また、それまでの間も、民間事業者に対して、必要に応じて助言や指導等を行い、プロセス管理を適切に実施し、回収率や結果精度の向上に努めていきたいと考えております。

なお、次のページの2ページになりますけれども、AグループとBグループとの比較ということでございますが、Bグループは共用客体であり、生産費調査を兼ねる経営体でございますので、生産費統計の対象品目（米、麦、酪農、肉用牛等）に偏っているということがございます。そういうことから、A、B両グループに分けて調査結果を比較することでも、調査結果や実績精度に差が生じ得るものと考えておりますが、先ほど述べましたような検証の結果、仮にAグループの回収率だけが大きく低下するといったような場合には、調査系統・調査手法による影響が出ている可能性があると考えられることから、Bグループにおいてもフラグを付けるなどの対応をしていきたいと考えているところでございます。

次に、調査系統・調査方法の変更の公表の話でございます。2ページ目の真ん中のとこ

ろでございますけれども、今般の見直しに伴う変更につきましては、ホームページに掲載しております本調査結果の「調査の概要」における「調査の方法」に記載することを予定しております。

調査結果において、仮に、先ほど述べましたようなAグループの回収率が大きく低下し郵送・自計調査を基本とした民間委託の導入が調査結果に大きく影響を与えていると考えられる場合、また、その他明らかに調査系統、調査手法の変更が調査結果に大きく影響を与えていると考えられるような場合には、実績精度と併せて、結果公表において調査系統、調査手法の変更を留意すべき事項として情報提供していくことを検討しているところでございます。

以上でございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

では、ただ今の御説明について、御質問や御意見をお願いいたします。

小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** 小西です。ありがとうございます。フラグを付けて、Aグループは当然検証して、Bグループの調査結果はAグループの回収率が低かった場合にのみ比較するというような感じに読み取れるのですが、AとBで調査対象が少し違ったとしても、回収率の高低に関わらず比較は行った方がよいと思います。Aに関しては、過去との比較が、今回の変更との差になるので当然検証するとして、Bは調査結果の変更がないので、AとBの比較はした方がいいかなと思います。

以上です。

○**樫部会長** ほかに御意見、御質問があれば。

小針専門委員、どうぞ。

○**小針専門委員** 御回答ありがとうございます。回答、2ページの2番で書いていただいている内容について、このような形で御対応いただくという方向になっていることが分かったというのは一つ、いいことだと思うのですが、調査の方法が大きく変わってもいいので、検討したいということですが、実際にはきちんと情報提供すべきことだと思いますので、半分コメントになりますけれども、実施をしていただくようよろしくお願いいたします。

○**樫部会長** ほかに御意見、御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

宇南山臨時委員、お願いいたします。

○**宇南山臨時委員** 宇南山です。今、小針専門委員と同じことで、ほぼ同じコメントだと思いますが、条件の違いで大きな差が出た場合というのは、いろいろな見解の余地があるので、どこまで詳細にやるかというのはありますが、比較できるものは比較して、この程度の差になっていますという情報提供は、できる限りしていただければと思います。

以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 小西です。私も小針専門委員と宇南山臨時委員と同じ意見です。そもそも、これだけ大きな変更をすれば、調査の概要に変更内容と変更したことによる結果についての説明は必ず書かれるものだと思います。検証は当然として、どれくらいの差ができたか、留意点などは必ず書いた方がいいです。

○樫部会長 ありがとうございます。

ほかに、特にないようですので、御意見の部分は、答申のところにどう書くかという話だと思います。検証の結果については情報提供すべきということですが、答申文の審議で引き続き議論するということで、次に行きたいと思います。

それでは次の、専門調査員の概数についての御説明をお願いしたいと思います。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 では、続きまして説明させていただきます。資料1－2の3ページでございます。現状の専門調査員の概数ということで御質問いただいております。

回答でございます。令和4年農業経営統計調査（営農類型別経営統計）では758名の専門調査員が携わっており、当該専門調査員が2,786経営体を受け持っているという状況でございます。

なお、専門調査員1名が担当する調査対象経営体数に差はございますけれども、1人当たりの平均受持ち経営体数は3.7経営体ということでございます。

また、括弧書きに書かせていただいておりますけれども、これらの専門調査員は、他の調査、農業経営統計調査（生産費統計）、作物統計調査、林業経営統計調査、漁業経営統計調査、このほか一般統計調査員として生産者の米穀在庫等調査にも携わっている方もいらっしゃるということでございます。

以上でございます。

○樫部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について、御質問や御意見のある方はいらっしゃいますか。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。専門調査員について、具体的な数字をここまで出すのは大変だし、難しかったと思います。今回、このタイミングでこうやって出していただいたことによって、私たちはこれからどれぐらいの規模感のものが回答者と民間委託に付されるのかということが分かりましたので、非常に議論が進めやすくなると思います。ありがとうございます。

○樫部会長 ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、特にこれ以上、御質問、御意見なさそうです。今回、この数字を頂きまして、恐らくこの後、委託して契約するときの要件などを詰めていくときに非常に重要な基礎情報になるのではないかと思います。円滑な調査のために適切な民間調査員の配置をしていただけるように部会としてお願いをしたいと思います。

そうということで、次の項目に進みたいと思います。

3 番目ですけれども、コールセンターの規模感について、御説明をお願いしたいと思います。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 では、説明させていただきたいと思います。資料4 ページ目でございます。コールセンターの規模感ということで御質問いただいております。

回答でございます。調達に係る事項につきましては、今後、仕様書を作成する段階で詳細を決めていくということではございますが、応札業者に示す規模感としまして、試行調査結果を参考に、次のとおり現時点では想定しているところでございます。

まず、想定する対応期間・時間・人員等でございますけれども、対応期間につきましては、調査票の配布から回収の時期までということで考えております。3 月から6 月末ということでございます。対応する時間としましては、午前9 時から午後6 時、オペレーターの人数は3 名程度ということでございます。対応するオペレーターにつきましては、当省が提供する資料に基づく研修を受講していただきたいと考えているところでございます。

また、メールによる対応も想定しているところでございます。

なお、コールセンターにつきましては、調査対象経営体からの質問、具体的にはインバウンド対応ということで専念するために設置し、督促・照会等のアウトバウンド対応といったようなところにつきましては、別途手当てすることを想定しております。

御参考までに、根拠の試算というのは、5 ページに付けさせていただいているところでございます。

4 ページに戻りますが、民間委託に当たりましては、当省で既に民間委託で実施した他の調査での経験・実績を踏まえて調達仕様書を作成し、調査の民間委託契約に万全を期したいと考えているところでございまして、具体的にはそこに記載させていただいているとおりでございます。

また、3 番目でございますけれども、民間委託契約後に、民間事業者より契約後1 週間程度で作業計画書を作成していただき、キックオフミーティングを行い、以降は定期的な定例会を義務化し進捗状況の管理や課題に対する指導等を行いたいと考えているところでございまして、例えばデータ入力が予定よりも遅れているとか、コールセンターにつながりにくいといったような場合には、人員を増やし対応するよう指示するといったようなことも考えているところでございます。適宜、メリハリのある対応をしていただくことが必要だと思っております。また、不測の事態などの緊急を要する課題が生じれば速やかに臨時会議を開くということも考えておりまして、事業者側と対応を協議し調査精度の維持に万全を期していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見をお願いいたします。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。小西です。詳細に出していただいて、ありがとうございました。コールセンターのことがこのタイミングで分かったのは、非常に安心感

が強いです。

その上で、回答者の方たちがアクセスできる連絡先というのは、このコールセンターだけという理解でよろしいのですか。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

農林水産省統計部の小林と申します。小西臨時委員、ありがとうございます。

小西臨時委員の御質問ですけれども、一義的にはやはりコールセンターが問合せの窓口になると考えておりますので、まずはそこで対応していただくということを考えております。コールセンターで答えられない場合については、職員にエスカレーションするような形で対応していきたいと考えております。

○小西臨時委員 直接的にはコールセンターの方が情報を吸い上げて、それを農林水産省や委託企業に共有するという形でしょうか

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

はい。

○小西臨時委員 分かりました。

インバウンドとアウトバウンドが分かれていなかったら、かけてもつながらないことが起こるのではというのを懸念していたのですけれども、回線が分かれるということで、一つ安心しました。

専門調査員の758名の方がやっていた作業の多くは、どう回答したらよいか分からないという報告者に対する対応だと思います。そこをコールセンターで一括で対応するとはいえ、3名の配置ということなので、決して十分に多い回線や人数ではないのではないと思っています。先ほども少し申し上げましたが、配布から提出期限までの3月から6月末って結構長くて、おそらく初期は問合せがほとんどなく、未提出者に督促をした後に、問合せが増えると思います。ですので、期間中3名で、やることがないし、オペレーターの方もやる気がなくなってしまうより、メリハリを付けて、明らかに忙しくなるときは回線を増やすなど、何か不具合が生じてからというよりも、あらかじめ計画しておいた方がいいのではと思います。

あるいは、農林水産省で既にこの規模の体制で上手くいっているとか、コールセンターの平均的な体制とかがあればそれを提示していただくのでもよいと思います。つまり客体数に対する適切な回線の数、インバウンド・アウトバウンドの形態で対応可能な規模などの情報が、何件想定、1人何分対応できますということよりも、私たちにとっては客観的な判断材料になります。

○樫部会長 ほかに御質問、御意見があれば。

では、小針専門委員。

○小針専門委員 小針です。コメントに近いものになりますけれども、基本、この報告者の人たちがコールセンターに問合せをしてということ自体に、実際慣れていないので、そこにきちんと誘導することが重要になると思います。

なので、調査票を郵送するときに、書き方のマニュアルであるとか、いろいろな説明の文書があると思うのですけれども、分からなかったらここに連絡をしてくださいというこ

とが見えるとか、あと、質問が多く来そうなことに関しては、解説を入れておくといった、調査票上や、関連資料の工夫によって、なるべく事前の対応につなげていくということが、後処理での対応の負担軽減につながるの、民間事業者の工夫もあるかと思いますが、その点も御留意いただければと思います。

以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見があれば。

小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** 何度もすみません。督促は、郵送でされますか。それとも、コールセンターの電話によるアウトバウンドでされますか。

○**小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）**

詳細は、調達をした民間事業者の創意工夫によることになるとは思いますけれども、ただ、私どもとしては、恐らくはがきで督促をすることを考えていますが、電話も必要に応じて使いながら対応していきたいと思っておりますので、そこは適切な対応を図ってきたいと考えております。

○**小西臨時委員** 小針専門委員のコメントを聞いて思ったのですが、電話が苦手だという人は結構多いと思います。また時間についてもメールでの問合せだと24時間いつでも出来ますが、電話をかけるとなるとできる時間も限られるので、事前にかかけ方の分かりやすい記載とかがあるといいと思いました。

○**樫部会長** ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見があれば。よろしいでしょうか。

いろいろコメントも出ましたが、コールセンターにうまく誘導して、困ったらここにかけてくれとか、そういうふうによくやるというようなお話と、それから、量的な話については、実際これから業者を選定して、業者の提案もあるでしょうし、この体制に合わせていろいろ決まっていくということかと思いますが、十分な対応をしていただければと思います。

ということで、ここでは、非常に貴重な情報を頂いたということで整理をさせていただきます。よろしいでしょうか。

よろしければ、次の4番目の調査事項の検討プロセスというところに入りたいと思いますが、ここについて御説明をお願いしたいと思います。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 資料1－2の6ページになります。調査事項の検討プロセスということでございます。

回答させていただきます。その表のところでございますが、①試行調査の立案段階においては、基本的な考え方としまして、将来にわたって統計調査の品質・信頼を維持するため、利活用を踏まえつつ、報告者の記帳負担の軽減を図るとともに、調査事項を最大限削減した完全郵送・自計調査をまずは想定させていただいたということでございます。

その際の調査項目の見直しの主な基準は、次の5点でございまして、利活用部局の利活

用状況を精査し、優先度を考慮。次に、経営収支等の主要な項目は維持をする。次に、記帳負担が大きい指定品目については大幅な見直しを行う。他統計により代替可能な調査項目は取りやめていく。最後に、生産概況の品目別の大きくくり化、従事者数の計のみの把握等、事項を統合していくといったところでございました。

利活用部局等との調整については、利活用部局や研究者の方々から調査項目ごとの利活用状況を把握し、優先度等、必要な項目を整理させていただいた。必要に応じて代替案を提案するなどの調整を行ったということでございまして、これまで御審議いただきましたが、例えば指定品目については単一経営の経営体の集計に変更を行うといったことや、農林業センサスの結果により代替を行うといったところでございます。

試行調査を実施いたしまして、その試行調査の結果の反映等でございますが、②のところ、7ページのところでございます。試行調査を踏まえつつ、総務省申請に向けて最終調整を行っていったということでございます。

その際の我々の考え方、最終調整に際しての調査項目の見直しの基準ということでございますけれども、基本的には、記入のしやすさを考慮するとともに、報告書の記帳負担を増やさないことを前提に、利活用の便を考慮し、調査項目を精査したということでございます。

具体的にはそこに例示させていただいておりますけれども、生産概況について品目の大きくくり化をやろうということを想定しておりましたけれども、定義がかえって分かりづらくなり、農家に無用の混乱を来すおそれがあるといったようなことで、大きくくり化を取りやめたといったこと。労働の概要については、利活用の優先度を再精査し、年齢把握の項目を簡素化しつつ継続したこと。あとは、男女別、研修生の受入れといったようなところも把握するように変更した。

また、未記入の回答欄につきましては、記入漏れなのか、果たしてこれは該当なしなのかというのが分からないといったところを判別可能にする確認欄を追加させていただいたこと。報告者の記帳負担軽減のため、関係資料の提出をもって調査項目の記入に代えるといったことの確認欄を追加させていただいたところでございます。

その際、併せて、正式申請前に利活用部局や研究者の方々に調査票案を提示し、確認を実施したといったところでございます。

以上でございます。

○**樫部会長** ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明について、御質問、御意見をお伺いいたします。

小針専門委員、どうぞ。

○**小針専門委員** 小針です。御説明ありがとうございました。試行調査のときと、その後、実際の本審査前に見直しをどういうふうにされたのかということは、詳細に御説明をいただき、理解ができたかなと思います。

恐らくこの書きぶりで、利活用部局等になってしまっているの、何となく中での検討と、利活用部局というと農林水産省内部という印象を、事前にこの回答をいただいたときには受けてしまっていたのですけれども、今の口頭の御説明で、研究者の方であるか、

外の方にも目を通していただいて、そこで御意見を頂いているということですね。

半分コメントになりますけれども、今回のこの試行前と試行後というプロセスだけではなくて、この調査自体が、調査票形式になったのが令和元年調査からですが、そこからの変更をみて幾つか感じていることがあります。

1点目は、それより前までの調査票には、明確な調査項目が記載されていなかったもので、統計委員会の中でも調査項目についてきちんと検討できる場がなかったというのも背景にあったと思うのですが、農業者を対象にする調査をしている者からの視点でいうと、ここはこのように変えた方が報告者も書きやすいと考えられるところもあります。また、今回の、例えば生産概要の品目の大きくくり化をまた元に戻すだとか、労働の概要の再整理は、統計的な観点から見ても、この形で戻していただいたというのは非常に重要と思っております。令和9年の見直しに関して、農業経営を考える上での経営要素において、どういう項目をどういう形で聞くと、より回答もしやすいし、利活用するにも有用なデータが得られるかという点で検討・整理をしていただくと、今後につながっていくと思いますので、是非、令和9年に向けてはそのような形で検討いただければと思います。

以上です。

○**樫部会長** 清水臨時委員、どうぞ。

○**清水臨時委員** ありがとうございます。本当に簡単な質問なのですが、この会議に臨むに当たってのもっと早い段階に聞いておけばよかったと途中で反省しているのですが、先ほど研究者の方へのヒアリングをされたというコメントがありました。この会議に臨むに当たって皆様、しっかりと農林水産省の中で研究会みたいなものが立ち上がって、そこできっちりとした議論がされて、総務省とのやり取りもしっかりされた上で、こういう統計委員会の部会への審議が入っていると私は理解してこの会議に臨んでいたつもりなのですが、何となく会議を聞いていると、そういうことがしっかりなされていなかったのではないかと途中から思い始めまして、少し心配になってきているというのがこの数回なのなのですが、そういう意味で、研究者の方へのヒアリングというのは、どれぐらいきちんとヒアリングをされたのか。研究会を開いて検討されたのか、ただよく知っている研究者のところに、何人かに聞いたのか、どれぐらいのレベルのものとしてこれを考えていいものなのでしょうか。

○**樫部会長** 御回答、お願いします。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 御質問ありがとうございます。研究者の方々というところなのなのですが、当省の中に研究を専門に行う部署もございます。そういったところの研究者の方なり、外部の方も含めて、話をさせていただいたということでございまして、あと、一つ、研究者の方々は、まさにいろいろ論文を書かれている方ということではございますので、そういった方にも調査票を具体的に見ていただいて、この項目は要る、要らないみたいなところを聞かせていただいたところではあるのですが、加えて、行政部局にも、もちろんこの統計調査の目的が行政上の基礎資料を提供するということにもございますので、行政部局にも話を主に聞いているところがございますけれども、彼らも、自分たちで各種資料を作っていく際には、様々な、我々が単に表

章している状況だけではなくて、中で組替えを行ったりしながら分析をして、外からの目に耐えられるようなものを出しているといったようなところもございますので、いろいろな目でこの調査票というのは見ていただいたと思っております。

○清水臨時委員 自分の専門分野だと、大体20人ぐらい聞いているという話をよく聞くのですけれども、今回もそれぐらいの規模でヒアリングをされたと考えていいのか、もう少し広くか、少ないのかというのを、感覚的なものでいいのですけれども、教えていただけますか。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 すみません。何人かというところはなかなか今、数を持っているわけではないのですが、少なくとも当省の中の行政部局に対してはすべからく話をさせていただいておりますし、利活用いただいているところには話を聞いております。また、先ほど研究者も、と申し上げましたけれども、当省の農林水産政策研究所等にはかなりの数の研究者の方々がいらっしゃいますので、そういったところに話を聞いているということでございます。

○清水臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

そういう意味では、検討会みたいなものを何か作られて、農林水産省で検討したものが出てきたわけではなくて、ヒアリングベースでずっと準備としては進んできたと認識させていただいていいわけですね。今回の変更申請の準備なども。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 おっしゃるとおりでございます。検討会を開いたということではなくて、個々にお話をさせていただいて、ヒアリングさせていただいたということでございます。

○清水臨時委員 承知しました。ありがとうございます。

○樫部会長 よろしいでしょうか。

それでは、今回の回答で示していただいたプロセスや見直しの基準というのは、令和9年調査における調査事項の検討の際にも、同じようにやれるかどうか分かりませんけれども、令和9年調査における標本替えにより新しい報告者がたくさんいらっしゃるということもあるということで、今もいろいろ御質問がありましたけれども、改善の余地があると思いますので、令和9年調査に向けた検討の中で、調査事項の再検討や、調査票の改善というのは引き続き対応していただければと思いますので、これはまた答申の中で議論したいと思います。

こういう感じでよろしいでしょうか。

御異論がなければ、次に進みたいと思います。

次は5番目のところで、プレプリント箇所の審査というところですが、御説明をお願いできればと思います。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 資料1－2の8ページでございます。プレプリントの審査ということで御質問いただきました。

調査票審査におきましては、現行調査でも、記入漏れやレンジチェック、あとは前年値との大きな変動がないか等の確認を行っているということでございまして、必要に応じて調査対象経営体に照会・データ修正を行っており、民間委託後においてもこれらの確認・

審査・照会を行うこととしております。

今般の見直しで導入するプレプリントにつきましては、当年結果における記入漏れ、桁違い等の誤りを事前に防ぐことを主眼としているということでございます。例えばプレプリントで掲載した前年値が存在するのに当年値が存在しないとか、販売金額や収支項目が前年値と全く同じであるとか、あとは、経営規模、作付け面積とか飼養頭羽数が増減したということであるのに、労働時間が全く同じ数字が入っているといったような場合には、審査において照会対象ということをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をお願いします。

小西臨時委員。

○**小西臨時委員** 回答ありがとうございます。1の基本的な審査以外に、プレプリントをしたことによって追加的なチェックをしていただけたことがよく分かりました。前年は回答しているが、未回答の場合は問合せることも分かりました。また、回答者の方が、プレプリントがあれば、どの帳簿のどの数字を記入すればいいかを自分で解決することの手助けになると思います。

このような情報が、部会での審議の初期の段階から提供されていれば、今日の段階でこの質問をせずに済みまし、他のことについての議論ができたと思っています。実際に調査が始まったら、回答の2のところの3つの項目「・」はどんどん増えると思いますので、年を重ねるごとに、どんどんチェックリストが増えていくといいなと思います。

今回の大きな変更は、調査方法が民間委託になり、専門調査員758名でやっていたことを、コールセンターなどを置いてやるということです。そして、この変更が上手く機能するために、必要なこと、重要になっているのが、プレプリントだと思います。この点については一定の理解はでき、いきなり自計で、白紙の調査票が送られても、回答者は大変苦勞し、あるいはフリーズすると思うので、プレプリントで前年の値があれば助けになると思います。でもそうであればあるほど、標本替えのある令和9年調査で前年値がない場合にはどうするのかという問題が、ブーメランのように私たちに向かってきます。ですので、本当にこの令和6、7、8年の調査の実施と検証がとても重要になりますし、「プレプリントがあるから大丈夫」とプレプリントに寄りかかって、公表時期も早められますというのが、果たして令和9年調査で本当に実現できるかは全く分からないと思います。部会での限られた時間ではありますが、この点について答申案の中にもしっかり入れ込めていただければいいなと思いました。

○**樫部会長** ほかに御質問、御意見があれば。

小針専門委員、どうぞ。

○**小針専門委員** 小針です。プレプリントということに関してですが、中身の話というよりは、実質的な調査プロセスの話にも通じるのですけれども、プレプリントを拡大することで、記入者にとっては書きやすくなるというメリットがある一方で、全面的にプレプリントをするということは、その調査票に調査対象の経営体の中身がそのまま記されている

という状況になっているので、それを報告者に郵送するということになる、と、相当な気の遣い方をしなければいけないだろうなと思っています。

金融機関の場合であれば、オペレーショナルリスクとしてはものすごく高く、まずいものとされているものとなりますが、この部分に関して、今の段階でどういうことを考えておられるのかということと、きちんとそれを考慮したオペレーションと、それが担保されるタイムスケジュールが絶対に必要になると思いますので、実際に仕様書を書かれるときに、留意していただければと思います。

以上です。

○樫部会長 何か、よろしいですか。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 ありがとうございます。いろいろと今後の課題として留意したいと思います。

○樫部会長 小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 経営体の現況以外の項目がプレプリントに記載されているので、誤送信があった場合には相当まずいと思いました。今の時点で、委託業者に対して誤送信についてのチェック体制などをどのようにするのが決まっていたら教えてください。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

まず、民間事業者と契約するときについては、当然プライバシーマークを持っているとか、セキュリティーに対して資格を持っているとかという方を優先して契約していくという形で考えております。そういう資格をまず持っているかどうかというところを考えています。

調査客体への郵送とか回収とかというところなのですが、そういうところについては、誤送信がないように、ダブルチェックとか、当然そういうのはやっていただくということは考えておりますし、回収のときには、レターパックを使って回収しようと思っておりますので、配達記録がきちんと残るような形で私どもの方に届くような形にしていきたいと考えております。

○樫部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見あれば、よろしいでしょうか。

それでは、今、審議の中で、経営情報が、機密情報というか、かなりデリケートなものがあるので、この辺のセキュリティーの確保という御指摘がありました。この辺のところも契約の中でいろいろ対応していただけたらと思いますが、新たな確認事項の追加などの整理が必要かと思っています。

それから、今、小西臨時委員から御指摘ありましたとおり、プレプリントは非常に有効ということで期待はしているのですが、この一方、令和9年調査では、今度、これがなくなるということで、そのときに一体どういうふうに対応していくのかということも、是非検討していただければと思います。

中間年であります令和6年、7年、8年にはないような特別な支援が必要ではないかという点に留意が必要かと思っています。その辺も答申のところで具体的にどういうふうにか、また議論させていただければと思います。

ということで、以上のようなことで、次に進んでよろしいでしょうか。

よろしければ、次の6ですね、工程のところのお話をしたいと思います。

農林水産省からの御説明としては最後ですけれども、調査事務の工程ごとの所要時間について、御説明をお願いできればと思います。

この資料では、調査全体のプロセスごとの業務内容と所要時間の目安が示されておりますので、調査のオペレーションについて更なる留意事項があれば出していただければと思います。また、公表時期を2か月早期化することが現実的に可能であるのかを判断するような資料にもなると考えております。

それでは、農林水産省から御説明をお願いしたいと思います。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 説明をさせていただきます。変更前後における調査事務の工程ごとの所要日数の比較ということでございまして、資料は9ページ、10ページと、あと、別紙で1枚紙を付けさせていただいておりますので、併せて御覧いただければと思います。

まず別紙の方を見ていただければと思うのですが、調査票の配布から調査結果の公表に至るまでの想定している工程ごとについてということでございますが、3月に調査票を配布し、一部法人等を除き、4月に提出をしていただくということでございます。調査票の配布から回収するまでの間というのは、問合せに備えて、先ほどお話しさせていただきましたコールセンターの設置をすることとしているということでございます。

調査票の回収後、民間事業者においては、6月の農林水産省への報告までの間に、そこにございますけれども、記入漏れ等の確認・審査、e-Surveyによるデータ入力を行うということでございまして、確認できたものから順次、農林水産省へ提出をしていただき、農林水産省で受け取ったものから審査して、照会が必要な事項があれば、そのエラー内容を民間事業者へ伝えと。民間事業者は必要に応じて調査対象経営体に確認を行うということでございます。

この間の民間事業者の業務量ということでございますけれども、9ページの方に戻っていただきますが、基本的には今般の見直しにより調査項目は簡素化するというところでございますけれども、自計が増加することを踏まえと、審査等に要する時間はやはり現行と同様の時間を想定する必要があるのではないかと考えてございまして、調査票の回収に1.3時間、データ入力に2時間、審査に4.7時間、調査対象への確認に4時間の、1経営体当たり計12時間を想定しているということでございます。

また、10ページのところにも補足で書かせていただいておりますけれども、回収と督促といったようなところについて補足させていただきますが、高い回収率を維持するために、調査対象経営体への事前説明を行います、それに加えて、あらかじめ整理した調査対象経営体ごとの回収方法に基づき、回収を円滑に行うために、報告期日前にリマインドを行ったり、訪問の場合、回収日を調整の上、訪問回収を実施するとか、あと、郵送の場合には、期限までに提出がなかった経営体に対して督促を行うといったようなことを行うこととしております。

すみません。別紙に戻っていただきまして、次に、我々本省の業務でございますけれど

も、5月から6月にかけて順次、データの提出を受けて、農林水産省においては、データを農林水産省の統計システムに取り込む。あとは審査を行う。集計・統計表の作成を行う。公表に向けた対応を行うといったようなことを行うこととしております。

この間の業務量というのは、四角囲みの「想定する業務量」のところにございますけれども、1経営体当たりの調査票の審査で1.5時間、統計表の作成で10.8時間といったところを想定しているところでございます。これに経営体数や統計表の数を掛け算して、3.9か月の業務と見ているところでございます。

資料の10ページのところに補足をしているということでございますけれども、御覧いただければと思いますが、今般の見直しによりまして、調査項目の簡素化に伴い、集計時間、統計表作成時間が減少するものの、民間事業者から報告された調査票の審査等については引き続き時間を要するものと考えております。

また、郵送・自計を基本とした民間委託の検証・評価につきましては、調査結果の公表までに、調査結果の取りまとめの中で、調査票の回収率等、調査結果への影響分析を実施すると。あと、民間事業者からの調査票の本省提出があった後には、随時、調査実査における審査に要した時間や照会件数、苦情・問合せの状況などを確認の上、改善点を検証し、令和9年への見直しにつなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○樫部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について、質問、御意見をお願いしたいと思います。

では、小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 小針です。御説明ありがとうございます。別表のスケジュールのイメージにしましても、あと、具体的に所要時間としてどれぐらいかかるのかという想定に関しても、可視化できる形で示していただいたことで、議論がしやすくなったのではないかなと思っています。これを作るのは大変だったと思うので、御礼申し上げます。

ただ、拝見して、やはり実際ここに書かれているプロセスも、あと想定する業務量に関しても、私の目で見える限りは、ベストシナリオというか、ハプニングがなかったらこれでいけるよねという数字と見ざるを得ないというのが正直な印象です。

ただ、それも含めて、このような進め方で考えていらっしゃるということが見えてますし、実際にこの業務量を算出するときに、例えば今、738人の専門調査員と地方農政局の職員の方が1対1で対応できることに関しての必要な時間と、情報が1か所に集中されたときに、どのくらい時間が必要なのかというのは、きっちりと比較するのが難しい部分もあると思うので、あまりここで、絶対的な数字で良し悪しを問うつもりはないのですけれども、ただ、楽観的過ぎるのと、あともう一つ、この形で、10月公表に向けてスケジューリングされているけれども、調査結果への影響分析は、最終的にデータセットが締まらないできない部分も多いと思うので、それを考えると、実際に6月末から影響分析ができるのか、事前準備という想定もあって、この形での書きぶりにされていると思うのですけれども、本当に大丈夫かと、正直、印象として持っております。

その先の話は、公表早期化の話につながると思うので、そこで議論ができればと思いま

す。

以上です。

○**樫部会長** ほかに御意見、御質問があれば、よろしくお願いいたします。

小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。私もこの数字を出すことは相当大変だっただろうなと思います。

9ページ、10ページを見て、やはり多分、郵送するまでは順調にいて、回収するところがすごく時間がかかると思います。小針専門委員がおっしゃったみたいに、ベストシナリオとして、標準的なことが起こればこのスピードや期間でできますという表現がよいと思います。その上で、あとはどれだけ不確実性に対応できるバッファを持つことが大事で、そういうことを考えると、今回早期化することが妥当、可能なのかということを議論する必要があります。

○**樫部会長** ほかに御意見、御質問があれば。

どうぞ。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 内山です。お時間頂いてありがとうございます。

本日の議題といたしましては、この追加説明の後、答申案の審議という形になります。今、公表時期の早期化に関しても後ほどという御意見を頂戴しているところなのですが、答申案の審議では、それまでの議論で得られた一定の方向性を踏まえた上で、答申案をどう書きましょうかという話になりますので、もし可能であれば、今の段階である程度早期化の可否に関して御意見を出していただいた上で、後ほどの答申案の審議につながるという形にしていいただければと思いますので、ここでおっしゃられることがあれば、ある程度おっしゃっていただいた方がいいかなと思う次第です。

○**樫部会長** ありがとうございます。

では、小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** そういうことであれば、発言したいです。公表時期について、前回、會田委員がおっしゃってくださったのですが、12月にしていたとしても、早く調査が終了したら、早く公表することは問題ないし、過去にもあったとお聞きしました。ですので、計画上は12月のままでも、早く公表されれば出せたらユーザーは嬉しいですので、目標はそのまま、準備が整えば目標よりも早く公表するという方向が探れないかというのを私は議論がしたいです。

○**樫部会長** ほかに御意見があれば、お願いいたします。

會田委員、どうぞ。

○**會田委員** 會田です。小西臨時委員から前回の発言について言及いただきましたので、一言言います。どうするかというのはあまり、議論するというよりは、担当府省の方でどう考えるかということの問題なので、ここで議論して、こうしろという問題ではないと思うので、農林水産省にお任せするのがいいのではないかと、個人的には考えます。

○**樫部会長** 宇南山臨時委員、どうぞ。御発言をお願いします。

○宇南山臨時委員　ありがとうございます。今回の資料は非常にいい資料だと思いますし、ベストシナリオの下では早期化が十分に可能であるというのは理解したところではあるのですが、前回からの続きで言いますと、依然として早期化をしなければいけない理由については、一般的に統計は早く出した方がいいからという理解だけと考えてよろしいのでしょうか。確認させてください。

○樫部会長　早期化の目的のところでしょうかね。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長　御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、統計表はできるだけ早く出していきたくと。いろいろな予算の審議等にもつなげていきたいということで、10月というところを我々としては目指していきたくということで、示させていただいたということでございます。

○宇南山臨時委員　ありがとうございます。その意味では、今日のシナリオで、小針専門委員などから御指摘ありましたように、うまくいけば十分に達成可能だと思うわけですが、いろいろな変更が重なっているこの時期に、言わばこの日までに出すという約束をしなければいけないことを想定しますと、私は若干、小西臨時委員がおっしゃったように、リスクが心配で、どちらかといえば、早く出せば出しますということの方がいいように思っています。

以上です。

○樫部会長　ありがとうございました。

清水臨時委員、どうぞ。

○清水臨時委員　ありがとうございます。もう最後ということでしたので、私は、統計の早期化というところも一つ大切なところですが、前回申し上げた繰り返しのところもありますが、出来上がりの統計の品質確保というところのアウトプットのところが、我々も統計とかを作っていると、少しサンプリングを変えたり、手法を変えたり、いろいろなことを変えると段差ができてしまったりみたいなことがどうしても出てきてしまっていて、そういうようなもののジグザグするようなところというのはどうしても嫌うわけです。

そういうようなところの見直しとか、その辺の品質の担保だけしっかりやっていただければ、早期化というのも統計の品質、早く出した方がユーザーにとっては正確な、正確なという意味では、鮮度が高いというのも正確なところに入りますので、トータルな意味での正確性というものをしっかりと担保していただいて、品質を担保していただいて、判断されるということで、農林水産省にお任せするところになるのではないかなと思います。

それだけ最後に申し上げたかったということになります。

以上です。

○樫部会長　ほかに御意見が、追加であれば。小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員　小針です。意見の中身としては、今、ほかの委員の方がおっしゃったことと同じになるのですが、やはりこれだけの大きな変更をしているということを考えたときに、その上で公表時期の早期化、更に、実際のオペレーションを短くするという

のは、私たちが調査をしていても、正直、すみません、はっきり言うと、あり得ない対応だなというのがまず大前提としてあります。

その上で、先ほど統計の品質の確保という話がありましたけれども、そこにきちんと時間をできるだけ確保するというのを全体のオペレーションの中で確保すべきだと思います。もちろん最終的には、御意見にあったとおり、判断は調査実施者に委ねることにはなると思うのですが、公表時期の早期化、10月にということを決めるということは、時期早尚ではないかなと考えます。

以上です。

○樫部会長 今、議論をお伺いしていて、非常に詳しい資料を出していただいて、これを見る限り、標準的なというか、平年というか、そういう時期にこういう計画で進むということは十分可能だろうという判断になっているかと思います。けれども、今回、令和6年調査というのは非常に大きな変更をするので、調査する側も初めてですし、影響の分析などもしなくてはいけないということを考えると、やはりいろいろリスクがあるのではないかと、何か不測の事態が起こるかもしれないし、分析の時間が足りなくなるかもしれないということで、今、10月を約束してしまうのは少しリスクがあるのではないかと御意見もあったということです。そのリスクがあるということを、答申として書くか、あるいは、ここはそういうことは意見として、あとの御判断は農林水産省にお任せするということになるかということなのだと思うのです。答申としてはどういう書き方になるのでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 今日お渡ししている資料2の方ではまだ文章案にはなっていないので、口頭で共通認識を得ていただいた上で文章化ということにはなるのだと思うのですが、今お話を聞いていた私の印象といたしましては、精度を確保した公表の早期化ができる状況になれば、それを妨げるものではないのだけれど、ただ、現状においてこれだけたくさんの変更事項がある中で、10月にやりますという形で計画を変えて、農水省さんが自らに縛りをかけてしまうというところに関しては、少なからず皆様不安に思っているというところかなと思います。

そうすると、繰り返しになりますけれど、現実問題として、早く出せる状況になれば、それはやってもらっていいのだけれど、現行において計画を変えるというところまでは理解が得られていない、というのが今の勢ではないかと受け止めました。

○樫部会長 分かりました。では、今、農林水産省から出していただいたこの計画自体は、まあ標準的なものとしてはリーズナブルだと我々は認めた上で、ただ、やはり品質の確保とか、特に調査を変更するということにリスクがあるということで、そこが大体コンセンサスかと思います。答申にどう書くかというのは、また文章の方はもう一遍事務局で考えていただくということで、このところのコンセンサスは大体できたということで、よろしいでしょうか。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 小針です。コンセンサスはそこで得られていることを前提に、標準的というよりは、完全なベストシナリオだという認識でいた方がいいかなと思います。

以上です。

○**樫部会長** そのところは若干、人によって評価は違うと思いますが、小針専門委員からは、ベストならばという話だったと。

○**小針専門委員** というのは、私自身も、必ずしもマイナスなところだけではなくて、今までそれぞれの人たちが持って行っていたものが、一齐に例えば郵送でというところで時間が短縮されるだとか、効率化する部分も出てくると思うので、それらをしっかりと令和6年調査で見えていただいて、調査の方法を変えることで、よくなる部分と課題の部分の整理していただくというのが重要なことと思っています。

以上です。

○**樫部会長** 分かりました。

ほかに御意見があれば。どうぞ、小西臨時委員。

○**小西臨時委員** 私も、経済学的な意味で標準という言葉を使ってしまいましたが、ベストシナリオに近い状態で、外的な影響が全くないような状態という意味で標準という言葉を使いました。いま一度、令和3年時に、公表時期を10月では厳しいから12月に変更したということを、思い出していただきたいです。今回は前回よりも変更が増えて調査方法が大きく変わっています。10月に早めることによって、調査過程で問題が起きたり予定とおりに進まないこともあり得て、いろいろなプロセスにしろ寄せが起きます。民間委託業者が調整できる期間は、精度の確保のための調査結果の確認のところになると思い、その点を懸念しています。

○**樫部会長** それでは、ターミノロジーとか、考えていることは少し違うかと思いますが、けれども、お示しいただいたこの計画自体には、一定の御理解を得たと思います。実際のところは、不測の事態はいろいろ起こるし、何が起こるか分からないとか、不確実性が非常に大きいので、10月という縛りをかけてしまうのにはやはりリスクがある。もちろん早くできる状況であればやれるように、通常の方でやっていただくということについても、それを妨げるものではないのだけれども、無理をしないようにすべきだというようなお考えが大勢かなと思います。

答申の具体的な文章については、事務局にもう1回案を考えていただくということで、ここはこういう整理にして終わりたいと思います。どうぞ。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** またお時間を頂いてすみません。いろいろ御意見を頂きましたけれども、仮に計画が12月のままでも、実際11月とか早く出せるような状況になったとき、それが許される、妨げられないということであれば、農林水産省としては問題ないと理解しておけばいいですか。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** お答えさせていただきたいと思います。我々として、早期に公表するというのを、これまでの議論、重々皆様からあったということで、妨げられていないということは承知をしております。そういうことを考えますと、調査計画の変更というところに拘泥するものではないということではないかと思っています。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** ありがとうございます。

○**樫部会長** それでは、工程表のところは終わりにしまして、最後の調査計画における記載の適正化というところについて、説明をお願いしたいと思います。

これは第1回の部会の際に小針専門委員からの御指摘があったところでありまして、こちらについては、計画の書きぶりということで、事務局から説明をお願いいたします。

○**森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 資料1－3を御覧ください。調査計画の調査系統の記載の内容について、左側が事務局の方で検討した修正案、そして右側が農林水産省の方から申請された変更案でございまして、まず、右側の方を御覧ください。

本日の審議でもありましたけれども、調査系統につきましては、これまで地方農政局経由で実施していたものを、今回、経営統計調査のみに対応するケース、「Aパターン」と部会で言うておりますが、こちらは民間事業者経由、そして、生産費調査もまとめて対応するケース、「Bパターン」につきましては地方農政局経由、と分けることとしたことから、これを調査計画でも書き分けるということで、(ア)をAパターン、(イ)をBパターンとして分割した内容で申請がなされたところです。

そして、朱書きの部分ですが、民間事業者経由では必要に応じてとなりますけれども、また、地方農政局等経由でも、調査員が報告者のところに出向いて対応するというので、どちらも「調査員」と記載していたのですが、第1回目の部会で小針専門委員から、これではどこが雇用した調査員か分からないという指摘を頂きました。これを受けまして、左側の修正案の方なのですけれども、(ア)の経営統計調査のみの場合は民間事業者が雇用するというので、「民間調査員」としています。そして、(イ)の方の生産費調査を併せて実施する方につきましては「統計調査員」として、それぞれ注釈を付ける形で修正をしております。また、次の2ページですが、(イ)のケースであっても民間事業者による調査に協力を得られる場合について、経営統計調査については、民間事業者経由で行うこともあるということなので、その旨が分かるよう文字を足しております。

事務局からは以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。申請案では「調査員」とだけ書かれていて、それが農林水産省の調査員なのか民間の調査員なのか分からないということでございまして、これを明確に書き分けるという修正案でした。

これでよろしければ、答申の取りまとめの際に、計画を分かりやすく修正するという指摘をするということになりますけれども、この点についての御質問とか御意見があれば。

小針専門委員、どうぞ。

○**小針専門委員** 小針です。修正案、ありがとうございます。

1点確認をさせていただきたいのが、書きぶりはこれでよいと思っているのですが、専門調査員は統計調査員の中に、包含されるので、ここは統計調査員で大丈夫という理解でいいですか。そこは言葉の定義の問題ですけど、1点、確認させてください。

○**森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 事務局ですが、そういうふうに農林水産省からは聞いております。大丈夫です。

○**小針専門委員** 分かりました。ありがとうございます。

あと、すみません。ここは本当に細かい話なのですが、(イ)のaの地方農政局

の、この統計調査員のところに出る線、もう少し地方農政局の下の方にいかないと、農林水産省から統計調査員に直接行くように見えてしまうので、この民間調査員のところと地方農政局のところが、そこに行った上で、調査員調査もありますよということが分かる形にさせていただくと明確になるかなと思いますので、すみません、よろしくお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 ありがとうございます。調整させていただきます。

○樫部会長 それでは、誤解のないように調整をお願いします。

○小針専門委員 中身には異論ありません。

○樫部会長 書き直していただくということで、お願いしたいと思います。

それでは、小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。私も小針専門委員と一緒に、専門調査員と非常勤の方との包含関係については御説明により理解できました。注をたくさん入れられるなら、非常勤の専門調査員、プロパーの調査員を含めて、統計調査員みたいな定義があっても分かりやすいのかなと思いました。

あと、すごく細かいことですが、カギ括弧のところは、報告者の右のところも何だかよく分からないので、循環しているなら矢印とかの方がよいかなと思います。同じように民間事業者から出てくる左括弧と、報告者に行っている右括弧が分かりにくいので、可能であれば修正をよろしくお願いいたします。

○樫部会長 それでは、ここは誤解のないように、この部分を修正するというようお願いしたいと思います。今後の答申の中でここは修正するという旨の記載をするということで整理をしたいと思います。

よろしいでしょうか。以上で追加の審議事項、大分時間が過ぎてしまいましたけれど、答申案の取りまとめに向けて、進めたいと思います。

追加事項の審議を一通り終えましたので、今回の変更事項に関する審議は終わりました。

今回、多岐にわたる変更が同時に行われることで、多くの御意見がありました。これら審議の取りまとめにつきましては、この後、答申案の審議の中で、再確認しつつ整理していきたいと思います。これまでの審議全体を俯瞰して、本調査に関する今後の対応について2点、先に御提案しておきたいことがあります。

一つ目は、既に農林水産省からも回答されていることでございますけれども、次の標本替えが行われる令和9年調査の段階で、必ず変更申請していただくことを求めているということでございます。

既に農林水産省の方から方針が示されている中で、ことさら答申に書く必要もないのではないかと御意見はあろうかと思いますが、民間委託の実査における経緯なども踏まえ、次回の標本替えが行われる令和9年調査に向けて検討を行っていただき、変更申請をしてほしいということを、統計委員会の意見として、明確に求めておくことには意味があると考えます。

それからもう一つは、今回これだけ活発な議論があった変更計画について、その実施状況の報告を受けないまま、今申し上げた令和9年調査の変更申請が出てくるまで、統計委

員会として全くコミットしないということもよくないのではないかと思います。

以前、部会で資料として配られました令和9年調査までのスケジュール表によれば、今回の変更の初回に当たる令和6年調査の概要公表がなされる前後から、令和9年調査に向けた検討が行われると想定されております。

そうであるならば、令和6年調査の概要公表がなされる、これぐらいのタイミングを目途に、統計委員会に調査の実施状況や結果の概要について報告をしていただいて、令和9年調査に向けて、統計委員会が何かしらの意見を申し述べる機会があってもいいのではないかとと思うところでございます。

以上2点につきまして、答申案の審議の際、今後の課題の候補として改めて提案したいと思っていますので、お含みおきいただけたらと思います。御意見がもしあれば、お伺いしておきたいと思っています。

よろしいでしょうか。それでは、答申案の審議の際に、改めてこの部分も整理をさせていただきますと思います。

それでは、答申案の取りまとめ方法の確認を行いたいと思います。

第2部として、一連の審査を取りまとめとして、答申案の審議に入りますけれども、具体的な審議に入る前に、私が考えている答申案の取りまとめ方法について御説明いたします。

資料2を御覧いただきたいのですが、この答申案ですけれども、前回の部会までに結論が得られている部分について、事務局とも相談の上、文章化しております。本日審議した部分については、変更内容など、事実関係として記載できる部分は文章化しておりますけれども、審議結果の部分は、本日の審議を受けて記載する部分となりますので、記載がございません。

そこで、進め方ですけれども、まず事務局から簡潔に答申案の構成について説明していただきます。その後、部会の審議結果も含めて、文章化できている部分、具体的には3回目の部会までにおおむねの結論が得られた部分について、部会での審議内容を適切に反映できているか、ほかに修正や追記すべき事項はあるかということなど、皆様から御意見を聞きながら、順番に確認していきたいと考えます。それが終わった後、本日審議した部分について、今後の文章化に向けて、整理の方向性を確認していくというふうにしたいと思います。そして、最後になりますけれども、全ての個別判断を踏まえた全体評価として、答申冒頭の「承認の適否」について、記載事項を審議するというふうにしたいと思います。

なお、審議結果が文章化できていない部分につきましては、本日の部会終了後、文章化し、皆様に改めて確認をいただきますけれども、その方法については、また最後に御相談させていただきたいと思います。

こんな感じで審議を進めていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○樫部会長 特に御異議ないようですので、それでは、この方針で進めるということで、資料2に基づいて、答申案の全体構成について、事務局から簡単に御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、答申案の全体構成について説明いたします。答申の様式につきましては、これまで統計委員会答申の構成を踏襲しておりまして、「1 本調査計画の変更」と、「2 過去の答申における「今後の課題」への対応状況」、そして「3 今後の課題」という構成としております。

「1 本調査計画の変更」については、「(1) 承認の適否」と「(2) 理由等」としております。(2) 理由等については、1 ページの「ア 調査系統・調査方法の変更」から6 ページの「オ 公表時期の変更」まで、それぞれ計画変更の個別内容ごとに項目を設け、変更内容、審議していただいた内容や結論の方向性などを記載しております。

次に、「2 過去の答申への対応状況」、「3 今後の課題」については、6 ページにまとめて記載しております。

なお、「(1) 承認の適否」をはじめ、個々の変更内容の一部、また、「3 今後の課題」の統計委員会としての対応の方向性を記載する箇所につきましては、本日の審議を踏まえないと文章化ができないというところでして、黄色のマーカーを付けて分かるようにしております。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

それでは最初に、部会の審議結果が文章化できている部分について確認していきたいと思います。

最初は、調査方法の変更ですけれども、2 ページの真ん中ですね、e-Surveyの導入というところがございますが、ここについてでございます。現状をa、変更内容をbで書いておりますけれども、今回の変更は、オンライン回答について、現在用いている独自システムに加えて、e-Surveyも利用できるようにするという計画でございます。

これについての審議結果がcの部分ですけれども、まず、調査票回収後のデータの入力作業も民間委託されることを踏まえて、e-Surveyが有する審査内容を利用することで、エラーチェックの効率化など、調査事務の改善に資するというメリットを挙げております。

加えて、現在のオンライン回答の状況を鑑み、e-Surveyを導入しても、直ちにオンライン回答が増えることは見込まれないけれども、回答方法の多様化という観点から異論はないということで、「適当」としております。この部分につきまして御意見があれば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。御異論ないようでございますので、御了承いただいたものというふうに整理したいと思います。

続きまして、3 ページ目の真ん中の部分ですね、調査事項のうち、個人経営体用調査票の構成変更についてでございます。経緯をa、変更内容をbで書いておりますけれども、個人経営体用調査票については、前回変更の際、ロングフォームである詳細調査票と、ショートフォームである基本調査票に分けて、農業経営体の経営状況によって配り分けをしておりました。

それを今回、ロングフォームに一本化して、配り分けの手間を省いた上で、全ての報告者が回答する調査事項と、一部の報告者が回答する調査事項との区分を残すという計画に

なっております。

これについて、審議の結果がcでございますけれども、ロングフォームに一本化して、調査票の配り分けをなくすことで、民間事業者の事務の効率化に資するものであるということ、それから、一部の調査事項について回答者を限定することで、従来のショートフォームが持つ負担軽減の効果も残そうとするものであるということから、「適当」としております。

この部分について御意見がある方がいらっしゃれば、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。特に御異論がないというように認識いたしましたので、御了承いただけたものというふうに整理させていただきたいと思います。

続きまして、調査事項の変更の一つとしてございますけれども、4ページ目のプレプリント事項の範囲拡充、それに伴う調査票の変更についてでございます。

営農類型別経営調査につきましては、これまで、固定資産など変動の少ないと見込まれている調査事項についてプレプリントを行い、変動があった場合のみ修正していただいております。しかし、今回の変更では、経営体の現況を除いた全ての事項について、前年の回答をプレプリントしております。これに伴い、プレプリントする前年回答欄と、今回回答する本年回答欄を併記する形に、調査票の形式を変更する計画となっております。

これについての審議結果でございますけれども、今回、原則として自計方式に変更するに当たり、プレプリントの拡充が報告者への記入支援として有効であると考えられること、それから疑義照会を含む審査の効率化にも資すると考えられることから、「おおむね適当」としております。

なお、ただし書以降の文書でございますけれども、本日の追加説明にもありましたとおり、プレプリントの内容が拡充されることを踏まえて、審査における新たな確認事項を追加するなどの対応が必要であると思えますし、それから、全面的に前回の回答をプレプリントした調査票を送付することによるセキュリティの問題についても、今日御指摘がございました。また、以前からも申し上げておりますように、次回の標本替えの初回に当たる令和9年調査の際には、プレプリントをする前年の回答がないということから、中間年以上に報告者への配慮が必要となるというようなことから、このような部分については答申の中でまた指摘をしていきたいと考えます。

この追加の部分については、事務局と相談の上、文章化して、改めて確認させていただきたいと思えますけれども、この方向でよろしいでしょうか。

では、前半の文章化された部分につきましては、これで特に異論はないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫部会長 それでは、文章化している部分については御了解いただいたということにして、次の4ページの真ん中、集計事項の変更のところでございますけれども、品目別の集計については、これまで経営体全体の情報について回答を求めるとともに、農林水産省が経営体ごとにあらかじめ指定する品目に係る情報について回答していただき、それを用いて集計していました。

これを今回の変更により、品目を事前に指定して回答を求めることを取りやめて、単一経営の経営体の情報を用いた集計に変更するという計画になっております。これについて、特定の品目を主に作付けしている経営体を対象とした集計となることで、経営体の実態に近い結果を表すことができると考えられることから、「おおむね適当」としております。

ただ、4ページ目から5ページ目にかけての部分になりますけれども、2回目の部会で御指摘していただいたとおり、変更前後で内容が異なりますので、過去の結果と接続しないということから、利活用上の留意事項として丁寧に説明・周知することが必要であるとしております。

この部分について御意見があれば、お願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 御説明ありがとうございます。全体の流れとしては違和感ございません。ただ、この品目、今回はこれでいいのですが、令和9年に向けて、品目の選定は一つの検討事項であるかなと思います。

以上です。

○樫部会長 この（注）の「指定品目」とは」と書いてある、ここのところの具体的なものがこれでいいかということでしょうか。

○小針専門委員 そうですね。この統計で部門収支を把握する品目なのか、農林水産省の指定品目なのか、それにかかわらず、必要とされる品目がないかも含め、整理が必要なのかなという印象があるので、必ず変える必要があるというわけではないのですが、単一経営の経営体での集計結果も踏まえて、検討すべきだと思います。

○樫部会長 事務局からどうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 御意見ありがとうございました。御趣旨としては、品目区分、農水省さんが集計の際には「部門」と表現されているのですが、これをどういう部門立てをするかということも含めて、令和9年に向けた検討事項の一つであるという理解でよろしいでしょうか。

○小針専門委員 はい、そのとおりです。

○樫部会長 では、令和9年目に向けた検討事項というところでそれを書くということで、この部分については特に変更の必要はなさそうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

○小針専門委員 そうですね。ありがとうございます。

○樫部会長 それでは、この部分について、ほかに御意見があれば、お願いいたします。

小西臨時委員。

○小西臨時委員 小西です。内容については承知しましたし、検証結果によってこれからも変化するものだと思います。

1点、5ページの文章で、「外形は同じであるものの、内容が異なり、過去の結果と接続しないことから」のところだけ、誰がするのかという主語が、分かりにくくて、接続できないのだったら、「できない」の方がいいかなと思いました。

以上です。

○**樫部会長** では、ここは修正していただくというふうにしたいと思います。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** はい。ありがとうございます。

○**樫部会長** ほかに御意見はないでしょうか。

それでは、今の微修正の部分と、それから令和9年に向けて再検討事項ということで、後でまた議論するというので、この部分、御了承いただいたというふうに整理をしたいと思います。

続きまして、5ページ目の調査時期の変更についてでございます。調査時期については、図表2-1のとおり、基本的に決算時期に合わせて調査票を配布しているところでありまして、この調査票の配布について、把握対象年の翌年3月に行い、提出期限を原則として4月末に一元化するという計画であります。これについては、民間委託の導入に当たり、調査票の配布・収集の時期を集中することで、民間事業者における事務処理の集中・効率化を図ろうとするものであることから、「おおむね適当」としております。

ただし、多くの報告者について、調査票の配布時期及び提出期限が大きく変わることから、報告者の継続期間中ではあるものの、報告者への十分な事前説明が必要であるとしております。

この部分について、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**樫部会長** よろしいでしょうか。特段の御異論もないようでございますので、御了承いただいたものというふうに整理をしたいと思います。

続きまして、審議結果が文章化できている部分の最後になりますけれども、6ページ目の過去の答申における今後の課題への対応状況についてでございます。

これについては、農業経営体全体の推計を行うため、農林業センサスをベンチマークとすることに対して、ベンチマーク更新時に断層が生じないか検証・検討を行うことが課題とされております。しかし、この課題が出てから、まだベンチマークの更新が行われておりませんで、2025年農林業センサスベンチマークが変わった段階で検証する事項であるということから、引き続き、課題として申し送るということにしております。

ということで、特に御異論ないかと思っておりますけれども、これでよろしいか、一応確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**樫部会長** それでは御異論もないようですので、御了承いただいたということで整理をしたいと思います。

時間が少しありますので、少しでも先に進めたいと思いますが、審議結果が文章化できていない部分です。今日の第1部で追加の審議を行った関係で、結論がまだ文章化できておりませんが、審議を進めたいと思います。

細かな文章については、追って実際に文章を見て確認していただくとして、この場では、部会審議の結果としての整理の方向性について、私から、口頭になりますけれども、概要を申し上げますので、それについて御意見を頂き、共通認識を得たいと思います。

まず1ページ目ですけれども、「(ア) 民間委託の導入」の部分ですが、ひとまず、aの

部分で今回の変更内容を記載し、2 ページの b の部分で、民間委託を導入する理由、それからそれを令和 6 年から導入しないといけない理由をまとめて書いてございます。

そして、部会の結論になるのは c の部分でございますけれども、これまでの審査で、今回の民間委託の導入そのものについて、これを否定する意見はなかったと認識しております。ただ、大多数の報告者について、職員や調査員による聞き取りで行われていた調査を、民間委託による郵送・自計に一気に変更するという事で、多くの指摘や懸念を委員の皆様から示されたと考えております。

農林水産省から、ある程度の回答をいただきましたけれども、まだ決まっていないとか不透明な部分も多くて、民間委託しか選択肢がないことを理解するけれども、現状で示されているオペレーションに対して、「適当」とか「おおむね適当」という表現にすることについては、なかなか難しいのではないかと考えております。つきましては、答申の記載ぶりとしては、今回計画されている民間委託については、現状の調査方法などの維持が困難になっていることを踏まえた調査継続の方策であるということ、それから標本継続中の令和 6 年調査から民間委託を導入することによって、民間委託の導入に伴う影響を小さくするとともに、次回標本替えが行われる令和 9 年調査の検討に向けて、民間委託に係るノウハウを蓄積・活用する必要があるという、背景や必要性を書いた上で、「変更の必要性については、理解できる」というようにしてはいかかかと考えております。

そして、これらに加えて、民間委託を導入するに当たっての対応課題を付けてはどうかと考えております。具体的には、本日も審議した内容になりますけれども、民間委託による効果を検証し、結果に影響を与えている状況がある場合はもちろんでございますけれども、特段の影響がなく、変更の前後で、そのまま接続できるといったような場合でも、ユーザーへの情報提供が必要ということで、この変更による影響の情報を、あったか、なかったかも含めて、広くユーザーに提供するという事を書いてはどうかと思います。

そして、その検証が可能となるように、調査の実施過程において、詳細な実績把握が必要であるということを考えております。

後に触れる今後の課題の部分の書き分けという形式的な整理はありますけれども、実質的な方向性としては、このような形でまとめてはどうかと考えております。

それから、本日の追加説明の最後に事務局から回答のあった、調査計画の記載の変更についてもここで指摘をしておきたいと思います。

このような整理の方向でいかがでしょうか。御意見があれば、お願いしたいと思います。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 小針です。ありがとうございます。全体の方向感として違和感はありません。

2 ページ目の b のところの調査方法を変更する理由の i、ii があって、これはそうだと思うのですが、iii で、これは標本が継続中であることの理由として、民間事業者の負担が少ないというものもあるのですが、それによって精度の維持が可能というか、変更の影響を少なくすることができるということが大きいかなと思うのですが、それは御説明の中にもあったと思うので、iii で入れてもいいかなと思います。標本継続中でやるこ

とによって、様々なサポートが可能で、文言をきれいにしていいただければと思うのですが、いきなり変えるよりも、精度の維持につながるということが、もう一つポイントかなと思います。

○**樫部会長** 令和9年にいきなり大きな変更をするよりも、標本が継続している時期の方が、農林水産省のサポートが可能であるとか、それから影響を小さくすることが可能であるといったことも、このところに、令和6年に、今回、民間委託を導入するという理由として付け加えてはどうかという御意見と思いますが、これについて皆様御意見があれば。事務局、どうぞ。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 確認ですけれども、2ページのbのところ、i、iiと書いていますが、この後ろに仮にiiiと立てた場合に、要は変更の影響が小さく、精度の維持に資するということを一文として入れてはどうかという趣旨と理解すればいいですか。

○**小針専門委員** そういうことです。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 分かりました。ありがとうございます。追加してみます。

○**樫部会長** 小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** 小針専門委員、ありがとうございます。たしか前々回か前回の部会で、私が追加でサポート体制はどうなっていますかという御質問をさせていただいたところのこととも関係すると思います。答申案に、農林水産省からの御回答で、使える言葉があれば説明を追加していただくと、具体性があるかなと思いました。

私自身は、統計の精度の観点からは令和3年から8年までの回答者には現状の調査体制で調査を実施してほしいと思っています。しかし、調査の継続性の観点から、民間委託による調査をすることが決まっているならば、標本替えのある令和9年にいきなり民間委託にするより、5年の調査期間の途中の方たちから民間委託を導入することが精度の維持やサポートや体制の構築に対して実現可能性があるという風に議論を通じて納得させています。ですので、その点をしっかりと具体的に答申案に書いていただくことを希望していますし、それが将来の議論で誤解無く理解いただくために必要だと思います。iiiに、今回変更してでも今の人たちに聞くことのメリットと、農林水産省として、一応民間委託に全部任すことにはなっているけれども、この期間においては農林水産省ももちろんサポートしますということを部会でも回答いただいたので、書いていただきたいです。

あとは、今日の議論で出てきたチェック体制は、今後の課題かもしれないのですが、AチームとBチーム、Aの現在と過去、これからと過去みたいな比較とかもするということも入れていただくといいかなと思います。

○**樫部会長** ここに付け加えるということについて、何か御異論のある方がいらっしゃれば。よろしいですか。事務局、どうぞ。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 分かりました。では、仮にiiiということで、いわゆる移行期において影響が小さく、精度の維持に資するという趣旨で追記を考えたいと思います。

ただ、1点だけ。サポートという話もありました。今までの議論の中でも確かにお答えをいただいているところなのですが、長い目を見たときに、要は農林水産省の負担を小さくして、民間に移行して行こうという流れが仮にあるとすると、サポートをあまり強調してしまうと、引き続き農林水産省頑張れというメッセージになってしまいかねないところもあるので、サポートという表現を使うかどうかということも含めて、精度の維持に資する具体的な中身に関しては、少し引き取らせていただいて、文案を考えたいと思いますが、そのような感じでよろしいですか。

○小西臨時委員 私もそれでいいです。ただ、内山統計審査官の御提案の一文だけだと、分かりづらいと思いますので、書けることは書いていただくといいかなと思います。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 分かりました。

○樫部会長 それでは、ここは一文追加するということで、実際の書き方については事務局の方でよく検討していただく。それをまた皆様に確認していただく機会がございますので、そのとき御確認をいただければということで、方向性について御理解をいただいたということで、先に進みたいと思います。

農林水産省、どうぞ。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 確認ですが、調査計画の変更というのは、結局この形に変更されるということでイメージしてよかったですか。

○樫部会長 それは、ですから、体裁を少し直すということですよ。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 計画の中ではそのような形で、体裁は直しますけれども、そのとおり置き換えるという感じになります。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 そういことですね。分かりました。どういう形になるか、また詳しくは相談させていただきます。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 実際にこう直しますがということで、最終確認はもちろんお願いいたしますので、それで見いただければ幸いです。

○樫部会長 では、次にまいります。3ページ目、調査事項の整理・削減というところですけれども、答申案では、aで変更内容、そしてbでは今回の変更理由及び経緯を簡潔にまとめて記載しておりまして、通常であれば、個々の調査事項についても言及するところがございますけれども、今回、個々の調査事項の変更について議論するまでの時間が確保できなかったことから、全体としてざっと見たということでもあります。

その一方で、今回の申請では、利活用にも配慮した形で、可能な範囲で削減中心の変更が予定されているということから、今回は、全体評価のみを記載するというようにして、第2回目の部会審議を踏まえて、「一定の合理性がある」と仮置きをしております。

また、文章化していない「ただし」の部分になりますけれども、本日、調査事項の変更プロセスについて審議が行われました。今回のプロセス自体に大きな異論はなかったということでございまして、先ほど御意見がありましたとおり、標本の選定替えにより、新規の報告者に対して報告を求めることになる令和9年調査に向けて、報告者目線に立った記入しやすい調査票を設計したりするということが必要かなと思います。

こうしたことを踏まえまして、このただし書では、令和9年調査に向けた検討の中で、

今申し上げたような観点を含めて、調査事項や調査票の再整理が必要といったような内容の留意事項を付け足してはどうかと考えております。

このような整理の方向性でいかがでしょうか。御意見があれば、お願いしたいと思います。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 小針です。ありがとうございます。方向としては違和感はございません。

ワーディングの問題なのですが、3 ページ目の b の最後の、一定の合理性というのが何となく腑に落ちないなという感じがします。今のところに着地したことを否定しているわけではないので、そこをどういう言葉にするのかは、相談をさせていただければと思います。

○樫部会長 ほかにどういうワーディングがあるのですか。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局、内山でございます。先般、別の調査の審議では、「適当」、「おおむね適当」が使えないということで、どういう用語がいいだろうかということで作ったのが、「一定の合理性」という用語だったのですね。なので、積極的に適当とは言えないのだけれども、方向性に関して否定するものではないという表現で、過去の答申において使ったのがこの「一定の合理性」です。ですので、これ以外ということになると、今すぐには思いつかない状況です。

○小西臨時委員 すみません。小西です。「差し支えない」は使えますか。ほかの部会で、変更を是とする時に「適当」、「おおむね適当」、「差し支えない」を使っていました。私はその違いがよく分かりませんが、「一定の合理性」は新しい言葉ですが、以前の他の審議で聞いたことがあるので、ある程度理解しています。

○小針専門委員 少しいいですか。小針です。これ、合理性という言葉が難しいなと思った理由は、何と比較しているのか。調査計画の変更ということかというと、試行調査を間に挟むというのが、どう位置付くのかということもあるのですよね。令和元年の変更と今回の調査票を比較して見えるものと、間に試行調査が入るのでは評価が変わると思っていました、プロセスとしてはここに書かれているとおりでなと思うのですが、そこをどう整理するのが少し私の中では引っかかっています。そこはどのようなでしょう。

○樫部会長 これはプロセスというよりは、変更自体の方向感について、いいか、悪いかという観点だと思います。

○小針専門委員 そのときに、試行調査というものがあって、確かにそこで1回試行調査で大きくくりになってまた戻っているというプロセスはあるのですが、調査計画の変更ということになると、令和元年の変更との差異を見てどうだという判断と、間に試行調査を踏まえてだと、書きぶりと考え方が違うのかなと思うのですが。

○樫部会長 すみません。私の理解は、要するに新しくできるものが、これがいいか、悪いかという観点から考えれば、真ん中のところの、どこから来るということは関係ないのではないと思うのですが、どうでしょう。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 表現ぶりということだけでお答え申し上げれば、例えば「今回の変更については容認できる」とか、いかがでしょうか。

要は、方向性として認めていただけるということであれば、淡々と容認できるというような表現もあろうかと思いますが、「一定の合理性」って何を言っているのだろうという表現は使わずに、認めるなら認めるという、そういう表現を使うと。

○小針専門委員　そういうことです。私自身は、出来上がった調査票の中身についてどうかということであると、それは容認できるので。

○樫部会長　個別のところをあまり詳しく検討しなかったので、「おおむね適当である」とすることは躊躇したのですが、むしろ容認できるの方が分かりやすいということであれば、それでどうでしょう。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　分かりました。どちらにしても、より分かりやすい表現にするということで修正を書きますので、お待ちください。

○樫部会長　それでは、そこはまた事務局とどういうふうを書くか相談して、皆様に具体的な案を御提示したいと思います。

よろしいですか。それでは、時間が12時になってしまいました。申し訳ないのですが、御都合の悪い方は、退席していただいて結構でございますし、この場にいらなくてもきちんと確認の文章は送りますので、このままできるところの審議を続けさせていただきたいと思います。

それでは、今の調査事項の整理・削減のところを終わりにして、次に、公表時期の変更のところに行きたいと思います。

6 ページ目の公表時期の変更のところでありますけれども、この部分については、cの審議結果はもちろんでありますけれども、a、bの部分もまだ十分に書けておりません。それで、aの現状の部分については、前回変更時に10月から12月に繰下げになったという経緯の追加、それからbの変更内容については、今回の民間委託による業務の効率化で早期化が可能と考えたという変更理由についても追記した方が、より分かりやすくなると考えておりますので、今後追記したいと思います。

そして、早期化のところについては、まずこの計画自体については、皆様ある程度の理解が得られたと。まさに、先ほどの用語でいくと、一定の理解が得られたという感じかと思うのですが、それについて、これだけ大規模な変更を求められる中で、いろいろな懸念事項があって、それを払拭するというわけにはいかなかったと思います。また、農林水産省の方からも、どうしてもというわけでもないという御発言もあったと認識しておりますけれども、精度の維持ということもありますし、それから不測の事態ですね、せっかく10月に繰り上げたのだけれども、結局できなかったという、それも望ましいことではないと考えます。

つきまして、現段階においては、変更内容の実施を優先して、公表時期については、現行計画を維持するということが適切ではないかと考えます。答申案に記載する方向性として、少し長くなりましたけれども、提案をしたいと思います。

統計委員会としては、公表を早期化しようということについて否定をするものではなくて、精度を確保した上で公表が早期化されることは、一般論として推奨されるものであると考えると。

そして、本調査の公表を早期化しないと困るという、どうしても絶対しなければならないという理由が乏しい上に、今回、広範な業務について、初めて民間委託を導入するだけではなくて、調査票や調査実施時期も変更するという大規模な変更が同時になされるということで、このようなことをする中では、平年には実施に無理がないとしても、想定どおりに事務が遂行できないというリスクも非常に大きくなることが考えられるということで、特に大多数の報告者が他計方式で回答していたものを、原則郵送・自計方式に改めることにより、これまで聞き取り時点において可能であった回答データの確認などが、調査票の郵送提出後でないといけない場合が多くなるということを含めて、データの確認や補正に相当な手間と時間が必要になるということも見込まれるというようなことを勘案した結果として、精度を確保した上で、公表の2か月早期化が計画どおり可能であると自信を持って言えないという認識であるということから、将来、公表の早期化が安定的に行われるようになれば、その段階で改めて公表の早期化の変更申請を行うことは問題ないのけれども、現時点においては、現行の調査計画を据え置くことが適当ではないかというような答申にしたいと考えるのですけれども、いかがでございましょうか。

このような取りまとめの方針、方向性でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○樫部会長 では、これでよろしければ、このような文言で事務局の方で文章を書いて、そしてまた皆様に御確認を求めるということにしたいと思います。

最後に、今後の課題のところに進んでよろしいでしょうか。

事務局から、何か発言ありますか。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。事務局から状況を報告いたします。

12時までの予定で会議時間を設定しておりましたので、何人かの方が退席され、今、定足数を下回っている状態になっているようです。過去にも、最終回の部会において、定足数を下回ったということがございましたが、そのときの御判断というのは、部会の結果を統計委員会に上げて、統計委員会で最終決定していただくのだから、部会でこういう議論をしましたということがきちんと伝えられれば問題がないということで、そのまま会議を行い、その結果を統計委員会に報告されたことがございました。ですので、仮に、今回が最終回になっても、手続上問題ないかと思われまし、審議事項も残り少ないことから、このまま続けていただければと考えている次第です。

ありがとうございます。

○樫部会長 そもそも、今後、文章化したものを皆様に確認を求めて、それを報告するわけですから、統計委員会に報告するまでには、今いらっしゃらない方もきちんと意見を述べる機会があると思います。

この場で完全に決定してしまうわけではなくて、皆様にお示しする案を議論しているということです。今は定足数を割ってしまっていますが、このまま議論を続けて、決定自体は部会の委員の方々全員の御意見をきちんと確認するという手続を踏んで、統計委員会の方に、皆様全員の御意見を伺った上でのものであるという形で、審議の状況とか結論

を御報告したいと思います。手続として支障がなければ、そういうことでやらせていただきたいと思います。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　ありがとうございます。

○樫部会長　それでは、このまま、議論を続けさせていただきたいと思います。

今後の課題のところでしたね。口頭で非常に長くなって申し訳ないのですが、この部分では、少なくとも、追加説明の審議の最後の方でも御提案しましたとおり、今後、次回の標本替えが行われる令和9年調査に向けた検討を行って、変更申請をしていただきたい。それから、本申請に基づく初回の調査である令和6年調査について、結果の概要を公表する時期、その頃に、統計委員会に調査の実施状況とか結果概要について説明していただきたいということの2点について、対応をお願いするということにしたいと思います。

そのうち、令和9年調査に向けた検討については、具体的な観点を例示した方がよいのではないかと考えておまして、今のところ、民間委託で得られるノウハウを踏まえた、円滑で効率的な調査方法の再検討、2つ目として、本調査において、今後も把握が必要となる調査事項の整理・見直しと、記入しやすい調査票の再検討、3つ目として、標本替えをした初回の調査であります令和9年調査に関する事項として、本調査に慣れない新しい報告者が多数おられると考えられること、それから前年のデータがなくなりますので、プレプリントができない状態であるということを受けた、報告者への支援策の検討、あるいは調査内容の再検討というようなことを観点・留意事項として示せるのではないかと考えております。令和9年調査の検討に向けて、ほかに追加で入れ込むべきというお気付きの点があれば、御提案を頂ければと。これは後ほどお願いいたします。

それから、民間委託に関する効果を検証し、結果に影響があったか、なかったかにかかわらず、公表時にこの検証した結果については、影響があったか、なかったかも含めて、情報提供をするということも課題になるかと思います。

以上が具体的なタイムスケジュールのある課題でありますけれども、それ以外に、中長期的に検討が期待される事項として、農業経営についての唯一の包括的な調査であります本調査として、持続的な規模及び必要とされる調査内容について、令和9年体系だけでなく、将来を見据えた方向性についても検討していただきたいということを付言してもよいのではないかと考えております。

長くなりましたけれども、以上が今後の課題として考えている内容でございますが、以上、文章化したもので再度御確認いただくことにはなりますけれども、説明をお聞きになって、御意見等ございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員　小針です。御説明ありがとうございます。全体の方向感としては、今お示しいただいたもので違和感はないなと思っています。

ただ、その上で、今、中長期的という言葉がありましたけれども、ここはなかなか答えづらいだろうなとは思いつつも、農林水産省に伺いたいのは、この調査を今後どういう形に、今回民間委託に移行して、令和9年でなるべく本格実施に持っていくというステップを踏んでいくという形ではあると思うのですが、その先どういうふうに考えていら

っしゃるのかなというのは、正直、気になっています。

というのは、様々な理由があって、今回変えざるを得ないということは承知をしている上で、ただ、これだけの大きな変更をしていくというのであれば、もう少し前の段階から、段階的にこういうふうに変えていくというプロセスというのはあってもいいのかなと思うところもありまして。この先、この調査をどういう形に持っていきたいと考えていらっしゃるのか、お答えできる部分があればお願いします。

○樫部会長 これは今の段階ではなかなか難しいのではないかと思いますので、何かお答えいただける部分があればあれですし、難しければ、難しいということになると思いますけれども。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 すみません。将来、予断しないという前提で申し上げれば、最終的には郵送・自計という形に持っていきたいと思っていますけれども、一方で、利活用のニーズというのもあると思いますので、その辺、両方にらみながら、いろいろな形で、持続的に、やはり品質を維持した形でやっていくというのが大事だと思います。多分一つの要素だけを見るというわけではないでしょうから、いろいろなところを見ながら、将来、令和14年に向けてやっていきたいと。

ただ、いずれにしても、最終的には郵送・自計みたいなものを目指していければいいなとは思っています。ただ、その中で、精度なり、いろいろ課題が出てくると思いますので、そのようなものをどういうふうに解決していくか、できない場合はどうしていくかとかいったことを、いろいろな課題を検討していくということだと思います。

○樫部会長 恐らく当面、まずは令和6年調査をやってみて、その影響がどれくらい出るかとか、それによってもまた将来的な方向も大分変わってくると思いますので、そのようなものを踏まえて、また中長期的なことを是非検討していただきたいということを書かせていただければと思います。

それでは、こんなことでよろしいでしょうか。

それではこの部分はそういうことで、最後に、「承認の適否」というところになりますけれども、理由の部分については、一定の確認をしていただいて、最後にこの部分について、「承認の適否」の部分について、現在の方向性について御説明したいと思います。

この部分は、一般的に、「統計法の定める要件に適合しているため、承認して差し支えない」という定型句で、簡潔に記載する部分でございます。

確かに本日お示しした答申案の中でも、それぞれの箇所で「適当」とか「おおむね適当」と判断している部分も多いわけですが、審議の中では、調査のやり方が大きく変わることについてのいろいろな懸念が出てきました。本日の追加説明において、かなり具体的な説明をしていただいたということではありますけれども、全体の評価として、「要件に適合しているため、承認して差し支えない」というふうに言い切ってしまうのは、少し難しいかなと思います。

一方で、今回の申請自体を承認しないということではなくて、統計委員会から様々なお願いをして、注文を付けた上で、課題もお示しして、それに適切に対応していただきたいということを前提とした上で、条件を付けて承認するということになるのではないかと

うので、この条件を付けて承認をしたいということが分かるような、そういう文章にしたいということでもあります。

「承認の適否」ということでありますので、条件は付いているのだけれども、承認しているということ自体はきちんと言わないといけないということで、いろいろな工夫をしながら、「承認」という文言は入れて文章化するということを事務局にお願いしたいということです。主文として、例えば、本申請について、「理由等」及び「今後の課題」に列挙する指摘や留意事項等に適切に対応することを前提として、承認することを容認するとか、このような言い方があるのかなと思います。最後の部分について、例えば「承認することを妨げない」とか「承認して構わない」とか、いろいろ書き方があります。「承認して差し支えない」とか、この辺、どう違うのだということを先ほど小西臨時委員がおっしゃっていたのですけれども、気持ちとニュアンスの差があると思いますし、お役所的にはそれなりに違いがあるのかなと思います。いずれにしても「承認」という言葉を入れたいと思うのですけれども、この辺は事務局の方も考えていただければと思います。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 はい。

○樫部会長 それから、こういうことは前例があまりないわけですが、前回の変更からあまり時間が経過しないうちにまた大きな変更をしているということで、これについてもどうしても言及しないわけにはいかないと考えております。この部分についても、文章化したものを御確認いただければと思うのですけれども、適否の部分では、農業経営統計調査の概要と、前回から変更があった経緯とか、それから今申し上げたような全体的な評価みたいなことを順に記載してはどうかと考えております。通常は非常に簡潔に適否だけを書いているのですけれども、少し長くなるのですが、こういうようなことを書き足したらどうかということで、いかがかと思っておりますけれども、御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 全体としてはその形でいいということで、一言だけコメントすると、いずれどこかで民間委託をやらなければならないとして、それがいつなのかと考えていて、ここは私見になりますけれども、こういう状況になってしまったからというものもあるかもしれないですが、もしかしたら、やるって決めなければできなかったかもしれないと思う部分もあるのですよね。

本当にできる、できないという話になったら、やはり難しいという判断もあり得る調査だと思うので、もうやらざるを得なくなった以上、いかにどうやっていけるかという方向に舵を切った上で、どれだけ本当に丁寧に対応していけるのか。そこに対して、調査実施者もそうだし、基幹統計としてやるということであれば、統計的な観点から、どういうことを担保して何をすべきなのかということをお互いきちんと考えていくということが一番重要なのではないかなと思って、ここまでやってきたので、その形でこの先もいければいいのではないかなと思っています。

すみません。意見というか、コメントです。

○**樺部会長** 今おっしゃったことは、中長期的な検討をしていただきたいというところで述べられている部分かと思います。

小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** 今日で部会は最後かもしれないので、最後に意見を述べさせていただきたいです。私たちは次回の令和8年の審議に、ここにいる何人が参加するか分からないのです。そういう意味では、樺部会長がおっしゃったように、過去の経緯が文章化されていると、将来の審議において唐突感や驚きを排除し、論点を理解する時間を短縮化できると思います。

農林水産省の皆さんも、前回の令和3年の議論にほとんどの方は参加されていなかったと思います。と考えると、経緯や背景の共有は非常に重要だと思います。今回は部会長や統計審査官室の皆さんの御尽力で早い段階から変更についての背景が共有され、非常に助かりました。

一方で農林水産省の皆さんからの説明や客観的な数値の提示にはかなり時間を要した印象があり、今日の部会での資料や議論が2回目から出ていれば、私はもっと違った発言をしたり、論点の数も多く議論ができたのではと思っています。全貌や背景が分からないことで、繰り返しの質問になったり、少し強く言い過ぎたりしたところがあったと思いますが、4回の審議を経て、判断に必要な内容についてよく分かることができました。ありがとうございました。

○**樺部会長** 皆様、できるだけいい統計を長く続けたいという思いは一緒に、なかなか理解が足りなかったとか、うまく言葉が伝わらなかったとか、いろいろなことがあったと思いますけれども、これで大体まとまりました。もう1回集まっていただく必要があるかと思っていたのですが、それもなく終わらせていただけるように思います。少し会議が長くなって申し訳ありませんでした。

では、大体皆様の御意見も伺いましたので、これで答申の案を事務局の方でまとめていただいて、これを委員の方にお配りして、そして何回か、また意見があれば、やり取りをするといったことで、やりたいと思います。

整理の方向性については、それほど多くの御意見もなかったもので、このやり取りは、あとメールとかで対応できそうですので、そういう方法でやりたいと思います。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** この後は対面の部会を開かず、メールでやり取りするということを、ここで決めてしまいますか。後で御連絡するという形も取れますけれども。

○**樺部会長** では、念のためということで、一応4月5日は、まずないとは思いますが、もしメールのやり取りで意見が錯綜して、どうしてもまとまらないということであれば、4月5日に集まるということがあり得ると思います。今のところは、できれば時間は取っておいていただきたいと思うのですが、基本的にはメールでやらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**樺部会長** 基本的には多分開かなくて済むとは思っているのですが、万が一という、

リスクは避けたい、そういうことで。

○小西臨時委員 答申案をまとめるのは大変だと思うので、委員が意見した方がいいことがあれば、遠慮なく開催してください。

○樫部会長 それでは、そういうことで、どうしても必要であればお集まりいただくということで、やらせていただきたいと思います。

それでは、本日の部会はこれまでということにさせていただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 本日も長時間の御審議、ありがとうございました。感謝申し上げます。

今、部会長からお話がありましたけれども、一通り御審議をしていただいたということで、これから文章案を整えて、皆様に確認をしていただきます。その過程におきまして、これはもう1回だけ、短時間でも顔合わせをしてという必要性が生じましたならば、御相談差し上げますので、ひとまず4月5日はリリースせずに持っておいていただければ幸いです。

いずれにいたしましても、たくさん御意見頂きましたので、これから文章化を頑張ってやってみたいと思います。

最後に、いつものお願いでございますけれども、議事録をまたまとめますので、こちらの方、確認でき次第、メールで別途御照会いたしますので、確認いただければと思います。

事務局としては、このような感じでよろしゅうございましょうか。

○樫部会長 それでは、以上をもちまして本日の部会は終了といたします。

今後の進め方については、速やかに御連絡いたしますので、少しお時間を頂戴できればと思います。

仮にというか、どちらかというところらの可能性が高いと思うのですが、追加の部会がない場合には、今回が最終回ということになりますので、少し早いのですが、今回の審議ですね、大変広範にわたる変更事項について、様々な角度から活発な議論をしていただき、大変ありがとうございました。

小針専門委員には、本調査そのものだけでなく、農業全般の専門家として今回の審議を牽引していただきまして、大変ありがとうございました。また、農林水産省の皆様も何回もこちらに足を運んでいただいて、丁寧な資料を作っていただき、大変ありがとうございました。

これまでの部会で、参加の皆様からいろいろな御意見ありましたけれども、樫委員長が統計委員会の場でもおっしゃっていましたが、本調査が、精度を確保した持続可能な調査として今後も行われるためにどうすればいいかという認識は、部会でも常に我々全員が共有して持っていたと思います。今後まとめる答申案が、本調査の将来への橋渡しとなればと思っておりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

委員の皆様、それから農林水産省の皆様、本当に審議に御協力いただき、大変ありがとうございました。拙い司会で申し訳ありません。御迷惑をかけました。本当にありがとうございました。

これを申し上げて、最後にしたいと思います。どうもお疲れ様でございました。皆様、
ありがとうございました。